

## 第3章 認証後の登記手続

### 1 登記手続

登記手続は、組合等登記令に基づいて行います。

設立の認証を受けてから2週間以内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局（登記所）において、設立登記をしなければなりません。（登記することで、法人として成立します。）

また、従たる事務所を有する法人は、設立登記をした後、2週間以内に従たる事務所の所在地を管轄する法務局において、同様の登記をしなければなりません。

登録免許税はかかりません。

これらの登記を怠った場合は、過料に処せられることがあります。

また、設立の認証があった日から6か月を経過しても、なお登記をしない場合は、東大阪市長が認証を取り消すことがあります。

#### (1) 登記事項

設立登記にあたって、登記しなければならない事項は次のとおりです。

登記事項（令第2条）	内 容
1 目的及び業務	定款に記載された目的、活動の種類及び事業の種類
2 名称	定款に記載された法人の名称
3 事務所	主たる事務所・従たる事務所の所在地
4 代表権を有する者の氏名、住所及び資格	定款に記載された設立当初の役員のうち、代表権を有する者の氏名、住所及び資格
5 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由	定款に記載された存立時期又は解散事由
6 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	定款に記載された代表権の範囲又は制限に関する定め

※ 登記申請に必要なもの

- ・ 特定非営利活動法人設立登記申請書、オンラインで提出した登記すべき事項を印刷した別紙（または登記すべき事項を記録したCD-R等）
- ・ 添付書類（認証書、定款、代表権を有する理事全員の就任承諾書、その他）



これらの他に、必要書類がある場合もあります。

必ず、法務局のホームページで必要事項をご確認いただいた上で、管轄する法務局（登記所）にお問い合わせください。（53ページ参照）

**法務局 ホームページ**  **で検索**

※ 登記後、登記事項に変更等があった場合

その都度、変更の登記をしなければなりません。

従たる事務所を有する法人は、その登記をした法務局においても、同様の手続が必要です。

〔例〕 従たる事務所の新設、事務所の移転、理事の変更（再任の場合を含む）、解散、合併、清算終了など

※ 詳しくは、管轄する法務局（登記所）にお問い合わせください。（53ページ参照）



1	流動負債			
	未払金			
	事務用品購入代*****	〇〇〇		
	預り金			
	*****	〇〇〇		
	流動負債合計		〇〇〇	
2	固定負債			
	長期借入金	〇〇〇		
	*****	〇〇〇		
	固定負債合計		〇〇〇	
	負債合計 (B)			〇〇〇
	正味財産 (A) - (B)			〇〇〇

法人成立時に法人所有の正味財産がない場合は、資産、負債及び正味財産のそれぞれ合計欄に0（ゼロ）を記載してください。

※ 財産目録は、常に、事務所に備え置く必要があります。

## 2 登記完了届

設立登記をしたときは遅滞なく、登記事項証明書（原本・コピー）および財産目録、定款を添えて、登記完了届を東大阪市長に提出してください。

順 番	書 類 の 名 称	ペー ジ	部 数	チ ェ ッ ク
1	設立登記完了届出書（様式第3（第3条関係））	52	1部	
2	登記事項証明書（原本）	—	1部	
3	登記事項証明書（コピー）	—	1部	
4	設立当初の財産目録	50	1部	
5	定款	—	2部	

※ 書類は、この順に並べて、綴じないで提出してください。

※ 郵送での提出も受け付けています。

### (1) 登記完了届出書

【様式第3（第3条関係）】 ※A4の大きさの用紙で提出してください。

1部提出

### 特定非営利活動法人設立・合併登記完了届出書

（あて先）東大阪市長

定款で規定した正式名称を記載してください。  
例：特定非営利活動法人〇〇、NPO法人〇〇等

認証書に記載された認証日と文書番号を記入してください

年月日付け東大阪市指令第 号で

を完了したので、特定非営利活動促進法より、届出をします。

（添付書類）  
 登記事項証明書（1部）  
 財産目録（1部）  
 定款（2部）  
 登記事項証明書の写し（1部）

登記された主たる事務所の所在地と一致させてください

主たる事務所の所在地  
 特定非営利活動法人の名称  
 ふりがな  
 代表者の氏名  
 主たる事務所の電話番号

設立  
 合併

の認証を受けた特定非営利活動法人の登記

第13条第2項  
 第39条第2項

の規定に  
 について準用する同法第13条第2項

設立の場合は上段（第13条第2項）を、合併の場合は下段（第39条第2項）において準用する同法第13条第2項）を選択してください。

年 月 日

法務局（登記所）に届け出た法人の代表者印を押印してください。

印

（ ）

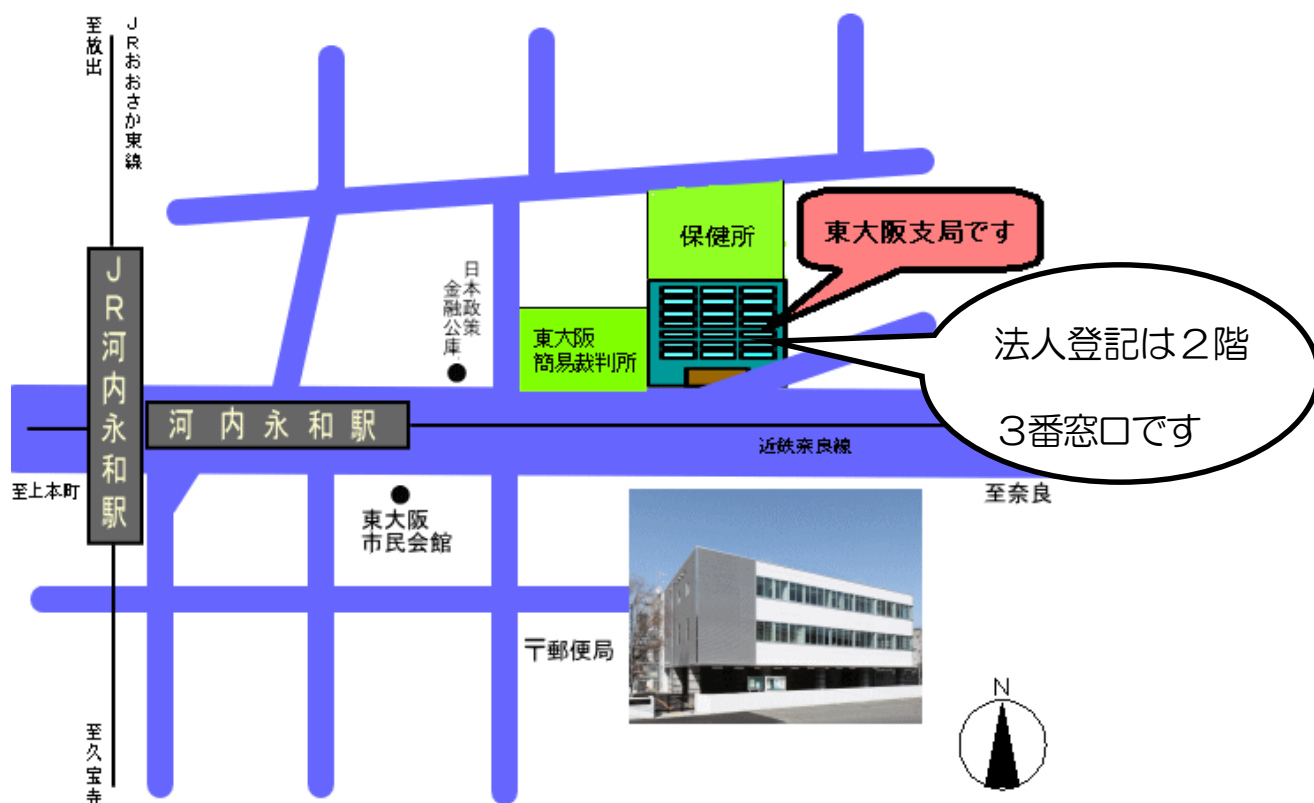
設立・合併のいずれかを選択してください

○登記事項証明書の原本（1部）  
 ○登記事項証明書のコピー（1部）  
 ○設立当初の財産目録（1部）  
 ○定款（2部）を添付してください。

# 大阪法務局管内法人登記管轄

平成31(2019)年4月1日現在

庁名	管轄区域	〒	所在地	電話番号
大阪法務局 (本局)	大阪市(全区)、枚方市、寝屋川市、交野市、守口市、門真市	540-8544	大阪市中央区谷町2丁目1番17号 大阪第2法務合同庁舎	06-6942-1480
北大阪支局	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町、池田市、豊中市、箕面市、豊能町、能勢町	567-0822	茨木市中村町1番35号	072-638-9444
東大阪支局	東大阪市、大東市、四條畷市、八尾市、柏原市	577-8555	東大阪市高井田元町2丁目8番10号 東大阪法務合同庁舎 (下記図参照)	06-6782-5413
堺支局	堺市、松原市、高石市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	590-8560	堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	072-221-2756



交通手段 近鉄奈良線「河内永和」駅下車徒歩5分

JRおおさか東線「JR河内永和」駅下車徒歩6分